

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（772））
2. 日時：平成30年3月15日 10時00分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、大塚安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他8名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「8条 火災による損傷の防止」及び「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（凍結）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火災による損傷の防止>

○安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出フローについて、「重要度分類のクラス1、2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器」の中から「原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機器」及び「放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器」の抽出をする過程において、「No」となるものはないことから、フローを再整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）
- ・東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）